

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会 第28回会議配布資料	67
-----------------------------------	----

参 考 案

参考案

(身柄拘束に関する判断の在り方についての規定)

裁量保釈（刑事訴訟法第90条）の判断に当たっての考慮事情を明記するものとする。

例えば、「事案の軽重，被告人が罪証を隠滅し又は逃亡するおそのれ程度，勾留により被告人が受ける不利益の内容及び程度その他の事情」とすることなどが考えられる。

(参照条文)

○刑事訴訟法

第90条 裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許することができる。

第60条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

②・③ (略)

第207条 前3条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

②～④ (略)